

新型コロナワクチンに係る 副反応疑い報告のお願い

ワクチン接種後に発生した症状について副反応疑い報告をお願いします。

予防接種法では、医師（ワクチンを接種した医師に限りません）が報告の対象となる症状の診療を行った場合は、副反応疑い報告をしなければならないことが定められています。

報告された事例は、厚生労働省の審議会において専門家による評価が行われます。厚生労働省では、その結果や情報を踏まえて、接種事業の実施の可否や公的関与の在り方等を判断したり、安全性に関する情報提供などを行っています。

副反応疑い報告は、こうした**評価や情報提供の基礎となる重要な報告**です。

新型コロナワクチンに係る副反応疑い報告の対象となる症状等

症 状	接種から発生までの期間
アナフィラキシー	4 時間以内
血栓症(血栓塞栓症を含む)(血小板減少症を伴うものに限る)	28 日以内
心筋炎	28 日以内
心膜炎	28 日以内
熱性けいれん	7 日以内
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

新型コロナワクチンにおいては、**幅広く評価を行っていく必要がある**ことから、以下の症状についても積極的に副反応疑い報告を行うよう検討をお願いします。

<積極的な報告を検討いただきたい症状>

- | | | |
|----------------------|------------|------|
| ○けいれん（ただし、熱性けいれんを除く） | ○血小板減少性紫斑病 | ○血管炎 |
| ○ギラン・バレ症候群 | ○無菌性髄膜炎 | ○関節炎 |
| ○急性散在性脳脊髄（ADEM） | ○脳炎・脳症 | ○脊髄炎 |
| ○血管迷走神経反射（失神を伴うもの） | ○顔面神経麻痺 | |

また、**これら以外の症状についても必要に応じて報告の検討**をお願いします。

報告の方法など、詳しくは下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

医師等の皆さまへ～新型コロナワクチンの副反応疑い報告のお願い～

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou_youshikietc.html

